

## 2) 海域における赤土等の堆積

### (1) 環境影響の回避・低減に係る評価

#### ① 環境保全措置

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・ 赤土等流出防止対策を実施する。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、機械処理水が寄与する底質への堆積厚は、最大で0.4mm(濁水の機械処理設備が夏季に180日間連続稼働したと想定した場合)であると予測され、底質に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

#### ② 環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、機械処理水が寄与する底質への堆積厚は、夏季に180日間連続して濁水の機械処理設備が稼働した場合においても最大で0.4mmである。さらに、台風等により、堆積した赤土等がリーフ外へ拡散することもあることから、本事業が赤土の堆積に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものと考えられ、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。